

議案第20号

調布市立学校職員出勤簿整理規程の一部を改正する訓令

上記の議案を提出する。

令和5年3月30日

提出者 調布市教育委員会
教育長 大和田 正 治

提案理由

令和5年4月1日に、地方公務員法において短時間勤務の職に関する規定の条が変更となる改正の施行があるため、提案するものです。

調布市教育委員会訓令第20号

課・室・所・館
市立学校

調布市立学校職員出勤簿整理規程（平成27年調布市教育委員会訓令第3号）の一部を次のように改正する。

令和5年3月30日

調布市教育委員会
教育長 大和田 正 治

第1条中「第28条の4第1項に規定する職員，同法第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

附 則

この訓令は，令和5年4月1日から施行する。

調布市立学校職員出勤簿整理規程の一部を改正する訓令新旧対照表

改正後	改正前
<p>○調布市立学校職員出勤簿整理規程 平成27年3月27日教育委員会訓令第3号</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規程は、調布市立学校に勤務する、学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成7年東京都条例第45号）第2条第1項第2号に掲げる者、地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第22条の4第1項</u>に規定する短時間勤務の職を占める職員及び同法第22条の2第1項第1号の規定に基づく会計年度任用職員（東京都教育委員会の任命する職員に限る。以下「教職員」と総称する。）の出勤簿の整理に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第2条～第8条 略</p> <p><u>附 則（令和5年 月 日教委訓令第 号）</u> <u>この訓令は、令和5年4月1日から施行する。</u></p>	<p>○調布市立学校職員出勤簿整理規程 平成27年3月27日教育委員会訓令第3号</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規程は、調布市立学校に勤務する、学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成7年東京都条例第45号）第2条第1項第2号に掲げる者、地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第28条の4第1項</u>に規定する職員、<u>同法第28条の5第1項</u>に規定する短時間勤務の職を占める職員及び同法第22条の2第1項第1号の規定に基づく会計年度任用職員（東京都教育委員会の任命する職員に限る。以下「教職員」と総称する。）の出勤簿の整理に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第2条～第8条 略</p>